

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 第38回電力・ガス基本政策小委員会
議事要旨

日時：令和3年8月27日12：00～14：09

場所：オンライン会議

出席者

＜委員＞

山内委員長、秋元委員、牛窪委員、大石委員、大橋委員、松村委員、村木委員、村松委員、横山委員、四元委員、石井専門委員

＜オブザーバー＞

株式会社エネット 谷口代表取締役社長、電気事業連合会 清水副会長、電力広域的運営推進機関 寺島理事（都築理事・事務局長代理）、電力・ガス取引監視等委員会 佐藤事務局長、一般社団法人日本ガス協会 早川専務理事、送配電網協議会 平岩事務局長

＜経済産業省＞

小川電力基盤整備課長、下村電力産業・市場室長

議題

- （１） 2021 年度冬季に向けた対策について
- （２） 2022 年度の需給見通しと対応策に向けた検討について
- （３） 一般送配電事業者のインバランス収支の扱いについて

配布資料

資料1 議事次第

資料2 委員等名簿

資料3-1 リスクマネジメントガイドラインの在り方について

資料3-2 2021 年度冬季に向けた対策—kWh 確保について—

資料3-3 需給ひっ迫を予防するための発電用燃料に係るガイドライン（案）

資料3-4 2021 年度冬季に向けた調整力公募について

資料4 2022 年度の需給見通しと対応策に向けた検討について

資料5-1 一般送配電事業者のインバランス収支の扱いについて

資料5-2 インバランス収支の還元方法例に関する実務上の影響について

参考資料1 電力小売全面自由化の進捗状況について

参考資料2 持続可能な電力システム構築小委員会 第二次中間取りまとめ

議事要旨

(1) 2021 年度冬季に向けた対策について（資料 3-1, 3-2, 3-3, 3-4）

●委員コメント

・資料 3-1 について、指針の策定に賛成。セミナーやワークショップを開催し、優良事例を紹介していくということも考えられるのではないかと。

・

●委員コメント

・資料 3-1 について、発電事業者の行動として、最適なアセット運用が述べられている。非常に重要であるので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたい。

・資料 3-2 (P14) 広域で追加供給力対策が検討されていることが分かり安心した。本来、供給力は小売事業者が確保すべきものだが、緊急時に一送が調達するのは仕方ないとする。課題は費用負担。このような需給ひっ迫は全国大になるものだと思うが、その場合一送が主体となるのか、広域機関が主体となるのかは今後議論していく点。

・今冬の調整力公募について。前回も申し上げたが、0.5%超過して調達には賛成。追加調達をしても不足だった、ということにならないようにしてほしい。0.5%は適切な量。

●委員コメント

・資料 3-1 について、記載の内容に同意。各事業者の調達・販売戦略などの経営行動にも資するようになることを期待。

・論点 2 について、事例を踏まえて、各事業者が工夫を加えていければいいと思う。指針に記載している事例よりも高度な取り組みをしている事業者については、より高みを目指してもらい、全体として底上げできればよい。

・リスクを把握した後、そのリスクをヘッジするための手法の拡大も重要。指針を契機にヘッジ手法の一層の充実を進めるべき。また、18P について、リスクシナリオとして 200 円/kWh という例が出ているが、そもそも価格高騰が起きないのが事業者の希望だろう。

・論点 4 について、地域新電力によって地方自治体の議決権比率なども異なり、他の株主とのバランスが取れない場合もあると思うので、注意が必要。

・kWh 調達について。昨年度は小売と一送で取り合いのような事象になったところもある。小売事業者の供給力確保義務との関係を、実務的論点に進む前に、大局的なところから整理したほうがよい。

●委員コメント

・資料 3-1 について、指針によって全体としての質を高めていくことは重要であるが、事業者が行政に頼りっきりになることは望ましくない。行政のミッションは制度の周知。ビジネスについては事業者が責任を持つべきで、当該指針は、事業者の最低限の取り組みを示しているに過ぎないと、しっかりと線を引く必要がある。

・指針によって全体としての質を高めていくことは重要であるが、事業者が行政に頼りっきりになってしまうことは、望ましくない。そのため、事業者が自身でしっかりと考えるべき、経営判断には踏み込まず、当該指針は、最低限の取り組みを示しているに過ぎないことをしっかりと線を引く必要がある。

●委員コメント

- ・資料3-1について、方向性に異論はない。論点5の市場連動型料金については、昨冬の市場価格高騰時、たくさんの消費者相談が寄せられた。前もって消費者に説明することが重要。
- ・小売の競争が激しくなり、消費者トラブルも起きているため、小売 GL に記載の基本に立ち返って、公平公正な競争となってほしい。

●オブザーバーコメント

- ・kWh 確保について、一般送配電事業者としてもしっかりと協力していきたい。

●オブザーバーコメント

- ・資料3-1について、小売電気事業者として、指針を参考にして対応していきたいと思う。また、現状ヘッジ手段は限定的になっているので、手段の充実に期待をしているところ。
- ・運用段階における供給力確保について更なる考え方を明確にしておくことが重要。広域がモニタリングを通じて全国的な需給ひっ迫に陥る前に需要・供給両者に不足シグナルを発する役割を担うという点で広域機関が適切だと考える。タイミングについては需給ひっ迫によって全国的に市場調達が困難になることが見通せるタイミングにおいて、広域機関の判断に基づいて一送が主体となって追加的な供給力の確保を一元的に実施すべき。非常時の対応を機能させる観点から、kWh 不足といった非常事態の同時同量ルールや供給力確保義務をどうするかは検討課題に加えていただきたい。

●委員コメント

- ・資料3-1の論点7について、「ガイドライン」という名称は適切ではないと思っていたので、「指針」として提案いただき、感謝。
- ・指針は、消費者保護にはつながるものの、あまり強制力をもたせてしまうと、自由な競争環境を阻害することになる。留意が必要。
- ・kWh 確保について。方向に関しては異論ないが、相当な議論が必要。
- ・燃料 GL は発電事業者が対象だと思うので、文章全体で発電用の燃料ということが誤解のないよう、全体の整合性がとれているかチェックだけお願いしたい。

○事務局コメント

- ・ヘッジ手段の充実は重要。先物取引も増えているところ、これからますます売手買手が増えることに期待している。

○事務局コメント

- ・kWh 対策について様々な意見をいただいた。踏まえて次回以降検討深めていく。村松委員と谷口オブザーバーから指摘のあった、供給力確保義務との関係。同時並行になると思うが、この点も議論を進めていく。費用負担の部分で重要。

(2) 2022 年度の需給見通しと対応策に向けた検討について (資料4)

●オブザーバーコメント

- ・事業者としても、補修時期の調整への協力をはじめ取り組んでいきたい。
- ・休廃止電源のマッチングは重要と思うが、休廃止予定電源の中には、関係者と調整中のものもある。マッチングにおける情報の取扱いには、事業者側の事情にも配慮いただきたい。
- ・21 頁最後。追加的供給力確保における費用負担。実効性のあるものにするためには、小売電気事業者の供給力確保インセンティブを高める必要。今冬の調整力公募と同様、各事業者の供給力確保状況を踏まえた負担となることが重要。

●オブザーバーコメント

- ・P19 につきマッチング促進に賛成。対応方法について、掲示板の話があったが、現状の掲示板は、情報がかかなり限定的。電事連からあったように、情報の取扱いへの配慮は当然だが、他方で、事業者が購入判断をしやすいようにすべき。例えば、小さなロットでも取引できたり、ベースやミドルといった、取引対象を分解するなど、買い手にとってわかりやすいようにしてほしい。

●オブザーバーコメント

- ・しっかりと協力していく。

●オブザーバーコメント

- ・15 ページ目の1 番目のポツ。最小の費用で最大の効果という点を考えると、補修調整が一番重要。向こう2 年間の送電線等の作業停止のタイミングを活用し、効率的な補修調整をしていただき、うまくいくような働きかけを広域機関を中心に取り組む。発電事業者、一送に協力賜りたい。

●委員コメント

- ・IGCC について、21 年度ひっ迫の際も、供給力として当てにならないかと議論した。22 年度の需給には織り込まれているのか。

⇒ (事務局) 織り込むかどうかは稼働状況を見つつ判断していく。

- ・21 年度に関しては、調整力公募の形で緊急対応をしたが、足りないのは調整力ではなく供給力。22 年、23 年もあり得るということなら、あらかじめ準備しておく必要がある。DR をやるのだとすれば、早くアナウンスしたほうがよい。事務局が早めに整理をしていただけたことはありがたい。
- ・休廃止予定のマッチングについて。私は数年前から広域に提案していた。その際、事業者から、今日の清水さんと同じ趣旨の発言があった。情報の取扱いに十分に配慮してマッチングをやり始めたが、うまく機能しなかった。情報の取扱いへの配慮は重要だが、これまでのやり方がうまく機能しなかったというのは認識いただいた上で、対応していただきたい。

●委員コメント

- ・消費者としての感覚だが、冬の需給ひっ迫が予想される中で、この時期に点検を行うということは無

いようにしてほしい。難しいということであれば、国民にもう少し早く周知していただきたい。早めに教えていただければ事業者含めて、国民側でできることはあるはず。いつ頃に情報を出すのかは難しいと思うが、今のうちからタイミングについては検討いただきたい。

○事務局コメント

- ・マッチングについて、過去の反省を踏まえてどういった形にするか議論していく。
- ・事業者への周知を早めにとという点、どこまで厳しくなるかというところを見極めながら、議論していく。

(3) 一般送配電事業者のインバランス収支の扱いについて（資料5-1, 5-2）

●委員コメント

- ・子BGにまで個別に還元する必要はなく、親BGに還元した上で、親子間で配分額は調整すれば良いのではないかと。子BGは国に還元額を報告すればいいのではないかと。
- ・還元の事務コストが過大になるのは望ましくはないが、影響のあった事業者に対し返すという基本に戻って議論が必要。

○事務局コメント

- ・親BGにのみに還元するやり方も考えられるが、実務的な課題や、親BGから子BGに還元するかの担保はない中、公平性をどう担保するか、といった点も論点となる。また、前回の小委では、事前の公平性と事後の公平性の議論もあったところ。こういった点を考慮しながら最善の解を選択する必要。

●委員コメント

- ・21年1月の事象は特別であったと捉え、実際にインバランスを負担した事業者に還元を行うべき。
- ・基本的には、親BGに還元した後に、BG内で再配分がいいのではないかと。不具合が起きれば、電力・ガス取引監視等委員会に相談するといったことも考えられるのではないかと。
- ・21年1月の高騰時から現在までで所属BGを変えているケースもあると思う。そういった場合にも当時インバランスを負担した事業者適切に還元がされるよう、親BGには善意をもって対応してほしい。
- ・論点2について、パターン①や②など、託送料金単価に反映されると、需要家に還元され、小売に還元されないのが注意が必要。システムと実務のルール設定は、一般送配電事業者が個別に考えるのではなく、きちんとルールを作って行うべき。また、システムの改修は各社各様でやるのではなく、共同でアプリケーションを作成するといった工夫で事務コスト削減を図ることはできないか。

●オブザーバーコメント

- ・BG内で調整をする場合には、まずは親BGがBG内の各子BGの収支の精算を行い、親BGの収支が負になった場合に何らかの方法で還元を実施するのではないかと。

●委員コメント

- ・親BGと子BGの取り決めがどうなっているのか、しっかり聞いてみる必要がある。

●委員コメント

- ・パブリックコメントで寄せられた意見について、法令上の整理が重要。
- ・論点1について、インバランス料金と託送料金の契約対象と連帯債務との関係を教えてほしい。
→（事務局）インバランス料金は代表契約者（親BG）がまとめて契約をしており、託送料金はBGに属しているそれぞれの社が個別に契約をしている。
※発言に一部誤認があり、正確には、インバランス料金も託送料金もBGに属するすべての社の複数者名義で契約した上で、インバランス料金については、金銭債務の連帯責任を負い、託送料金については、連帯責任はなしとなる。
- ・託送料金の支払いの実態はどうなっているか。
→（事務局）親BGがまとめて一般送配電事業者に支払いを行っている。

●オブザーバーコメント

- ・インバランスの分割支払い申請の際には、親BGが子BGの分もまとめて申請を行っている。今回の還元についても同様に親BGが子BGの同意書をもらうなどして、まとめて対応することが考えられるのではないか。また、それにより還元対象が減るため、還元の事務コストも削減できるのではないか。

○事務局コメント

- ・法令面、公平性の観点、実務上の課題を考慮し、還元の方法について引き続き検討していきたい。